

資料編

1 計画策定の経過

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 子どもの未来応援プラン」の策定にあたっては、府内における検討体制と併せ、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

平成 25 年度

府内検討体制

- 6月4日 保育施策府内推進本部会議
 ●子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て関連3法に基づく取組）について
 ●子ども・子育て支援事業計画について

府内検討・調整

- <府内検討・調整>
 ◆保育施策府内推進本部検討部会
 ◆保育施策府内推進本部推進部会

- 3月5日 保育施策府内推進本部会議
 ●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子の策定について

川崎市子ども・子育て会議

- 8月23日 平成 25 年度第 1 回会議
 ●子ども・子育て支援新制度の概要について
 ●「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」の実施について
 ●子ども・子育て会議部会の設置について

- 1月21日 平成 25 年度第 2 回会議
 ●「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」結果の概要について
 ●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について
 ●子ども・子育て支援新制度の基準に関する条例について
 ●子ども・子育て会議部会の設置について

- 3月4日 平成 25 年度第 3 回会議
 ●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子の策定について
 ●子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

- <検討部会>
 ◆計画策定部会
 ◆教育・保育検討部会
 ◆子ども・子育て支援検討部会

審議

平成 26 年 3 月 （仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子の策定

●川崎市子ども・子育て会議 検討部会の開催状況（平成 25 年度）

◆計画策定部会

回数	開催日
第 1 回	平成 25 年 11 月 22 日
第 2 回	平成 26 年 2 月 12 日

◆教育・保育検討部会

回数	開催日
第 1 回	平成 26 年 2 月 24 日

※子ども・子育て支援検討部会については、平成 25 年度は未開催

平成 26 年度

庁内検討体制

6月3日 保育施策庁内推進本部会議
●新制度に係る関係条例の制定について

6月26日 保育施策庁内推進本部会議
●保育の必要性の認定及び利用調整の基準について

8月12日 保育施策庁内推進本部会議
●利用者負担と公定価格について

11月18日 保育施策庁内推進本部会議
●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画素案について
●川崎市子ども・子育て会議条例及び児童福祉審議会条例の改正について

川崎市子ども・子育て会議

5月1日 平成 26 年度第 1 回会議
●市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について
●市町村子ども・子育て支援事業計画の施策体系について

＜検討部会＞
◆計画策定部会
◆教育・保育検討部会
◆子ども・子育て支援検討部会

11月26日 平成 26 年度第 2 回会議
●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画素案について
●子ども・子育て会議条例及び児童福祉審議会条例の改正について

平成 26 年 11 月 （仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画素案の策定

平成 26 年 12 月 11 日～平成 27 年 1 月 19 日 計画素案に関するパブリックコメント手続きの実施

1月11日（日） 10：30～	第1回 市民説明会	多摩区役所
1月13日（火） 18：30～	第2回 市民説明会	川崎市役所第4庁舎
1月14日（水） 10：30～	第3回 市民説明会	中原区役所

1月27日 保育施策庁内推進本部会議
●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画の検討状況について
●川崎市保育園条例の一部を改正する条例について

＜検討部会＞
◆計画策定部会
◆教育・保育検討部会
◆子ども・子育て支援検討部会

2月16日 保育施策庁内推進本部会議
●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画の検討状況について
●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画素案に関するパブリックコメント実施結果の取りまとめ状況について

2月16日 平成 26 年度第 3 回会議
●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画の検討状況について
●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画素案に関するパブリックコメント実施結果の取りまとめ状況について
●「新たな総合計画」策定作業状況について

＜庁内検討・調整＞
◆保育施策庁内推進本部検討部会
◆保育施策庁内推進本部推進部会

3月30日 平成 26 年度第 4 回会議
●川崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について
●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画素案に関するパブリックコメント実施結果について

平成 27 年 3 月 「川崎市子ども・子育て支援事業計画 子どもの未来応援プラン」の策定

●川崎市子ども・子育て会議 検討部会の開催状況（平成26年度）

◆計画策定部会

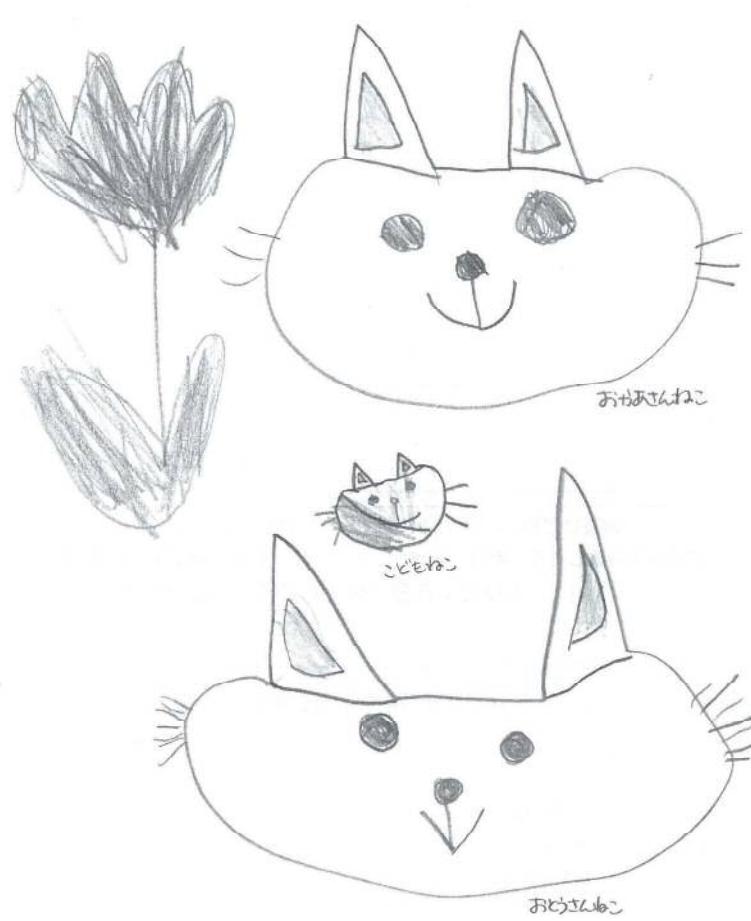
回数	開催日
第1回	平成26年11月11日
第2回	平成27年2月12日

◆教育・保育検討部会

回数	開催日
第1回	平成26年5月30日
第2回	平成26年7月24日
第3回	平成26年8月6日
第4回	平成27年1月26日

◆子ども・子育て支援検討部会

回数	開催日
第1回	平成26年5月28日
第2回	平成26年8月5日
第3回	平成27年1月27日



テーマ：ねこの親子

2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	◆	伊藤 夏夫	教育	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長
	■	稻富 正行	労働団体	川崎地域連合 副議長
	◆	奥村 尚三	保育	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会 会長
	◆	片岡 正	医療	公益社団法人 川崎市医師会 副会長
	★	金井 則夫	子育て支援 従事者	公益社団法人 川崎市生涯学習財団 理事長
	◆	岸井 慶子	有識者	青山学院女子短期大学 教授
	★	齊藤 喜信	子育て支援 従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 会長
	◆	佐藤 康富	有識者	鎌倉女子大学短期大学部 教授
○	■	柴田 順子	有識者	学校法人鷗友学園 特別顧問
	★	鈴木 直久	事業主代表	川崎商工会議所 副会頭
	◆	関 和子	子育て支援 従事者	特定非営利活動法人 グローイン・グランマ代表
	■ ★	関川 房代	子育て支援 従事者	特定非営利活動法人 子育て支えあいネット ワーク満 コンシェルジュ事業担当
	◆	地村 明子	子育て支援 従事者	川崎市北部地域療育センター準備室 (社会福祉法人 同愛会 地域支援部長)
	◆	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 園長
	■	徳谷 さやか	市民委員	公募
	■	中村 美津子	有識者	元 和泉短期大学 教授
	★	菅野 礼子 (平成26年10月まで) 野垣 良子 (平成27年2月から)	子育て支援 従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事
	★	放生 佳奈	市民委員	公募
	◆	堀 晴久	認可外保育 施設	株式会社ぶどうの木 代表取締役
◎	■	村井 祐一	有識者	田園調布学園大学 教授
	★	山口 佳宏	児童相談所	川崎市こども家庭センター 所長
	★	吉田 弘道	有識者	専修大学 教授

※1 役職 ◎：会長 ○：副会長

※2 部会 ■：計画策定部会 ◆：教育・保育検討部会 ★：子ども・子育て支援検討部会

3 川崎市子ども・子育て会議条例

平成25年6月26日条例第21号
改正 平成26年12月18日条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、市民・こども局こども本部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第56号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する意見を述べることができる。

4 川崎市保育施策庁内推進本部会議設置要綱

平成23年4月19日

23川市子支第21号

(目的及び設置)

第1条 近年の社会状況及び子育てや就労・社会参加への意識の変化を踏まえ、子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさきを目指し、子育て家庭への支援や保育ニーズ等に対応するための「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」（以下「基本計画」という。）に基づく施策を推進するため、川崎市保育施策庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他保育施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、担当副市長及び別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進本部長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副推進本部長は、市民・こども局こども本部長をもって充てる。
- 4 推進本部長は、会務を総理する。
- 5 副推進本部長は、推進本部長を補佐し、推進本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、推進本部長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、推進本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第5条 推進本部には、本会議のほか、推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査し、及び協議するため、川崎市保育施策庁内推進本部検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる所属の担当部長級、課長級等の職員とし、推進本部の委員の推薦を受けて、推進本部長が指名する。
- 3 検討部会の会議は、部会長が招集する。
- 4 第2項に掲げる構成員のほか、推進本部長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(推進部会及びワーキンググループ)

第6条 推進本部には、本会議のほか、検討部会に付議する事項について、調査し、協議し、及び意見調整するため、市民・こども局こども本部保育施策庁内推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

- 2 推進部会の構成員は、副推進本部長及び別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第7条 推進本部、検討部会及び推進部会の事務を処理するため、事務局を市民・こども局こども本部子育て施策部子ども・子育て支援新制度準備担当及び保育事業推進部保育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び検討部会の運営について必要な事項は推進本部長が定め、推進部会について必要な事項は副推進本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市保育施策庁内推進本部

1	総務局長
2	総合企画局長
3	財政局長
4	市民・こども局長
5	市民・こども局こども本部長
6	経済労働局長
7	健康福祉局長
8	まちづくり局長
9	建設緑政局長
10	教育長
11	川崎区長
12	幸区長
13	中原区長
14	高津区長
15	宮前区長
16	多摩区長
17	麻生区長
18	総務局行財政改革室長
19	総合企画局都市経営部長
20	財政局財政部長
21	市民・こども局こども本部子育て施策部長
22	市民・こども局こども本部保育事業推進部長
23	市民・こども局こども本部保育事業推進部担当部長

別表第2（第5条関係）

川崎市保育施策庁内推進本部検討部会

	局名	部課名	補職名
1	◎ 市民・こども局こども本部	保育事業推進部	部長
2	総務局	行財政改革室	担当課長
3	総合企画局	都市経営部企画調整課	課長
4	総合企画局	都市経営部企画調整課	担当課長
5	財政局	財政部財政課	課長
6	市民・こども局	市民生活部庶務課	課長
7	○ 市民・こども局こども本部	子育て施策部こども企画課	課長
8	市民・こども局こども本部	子育て施策部こども企画課	担当課長〔子育て推進〕
9	市民・こども局こども本部	保育事業推進部保育課	課長
10	市民・こども局こども本部	保育事業推進部保育課	担当課長
11	市民・こども局こども本部	保育事業推進部保育課	担当課長
12	市民・こども局こども本部	保育事業推進部保育所整備推進担当	担当課長
13	市民・こども局こども本部	待機児童ゼロ対策室	担当課長
14	経済労働局	産業政策部企画課	課長
15	健康福祉局	総務部企画課	課長
16	まちづくり局	総務部企画課	課長
17	建設緑政局	計画部企画課	課長
18	教育委員会	総務部企画課	課長
19	川崎区役所	こども支援室	室長
20	幸区役所	こども支援室	室長
21	中原区役所	こども支援室	室長
22	高津区役所	こども支援室	室長
23	宮前区役所	こども支援室	室長
24	多摩区役所	こども支援室	室長
25	麻生区役所	こども支援室	室長
26	川崎区役所	保健福祉センター	川崎福祉事務所長
27	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	大師福祉事務所長
28	川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	田島福祉事務所長
29	幸区役所	保健福祉センター	幸福祉事務所長
30	中原区役所	保健福祉センター	中原福祉事務所長
31	高津区役所	保健福祉センター	高津福祉事務所長
32	宮前区役所	保健福祉センター	宮前福祉事務所長
33	多摩区役所	保健福祉センター	多摩福祉事務所長
34	麻生区役所	保健福祉センター	麻生福祉事務所長

備考 ◎部会長、○副部会長

別表第3（第6条関係）

市民・こども局こども本部保育施策庁内推進部会

1	◎	こども本部長
2		子育て施策部長
3		子育て施策部担当課長（子ども・子育て支援新制度準備担当）
4		子育て施策部こども企画課長
5		子育て施策部こども企画課担当課長〔監査〕
6		子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕
7	○	保育事業推進部長
8		保育事業推進部担当部長
9		保育事業推進部担当課長〔民間活用推進〕
10		保育事業推進部保育課長
11		保育事業推進部保育課担当課長〔運営調整〕
12		保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕
13		待機児童ゼロ対策室担当課長

備考 ◎部会長、○副部会長



テーマ：いろいろな動物たち

5 これまでの子ども・子育て支援に向けた取組

川崎市では、平成22年度から26年度を計画期間とする『次世代育成支援対策行動計画かわさき子ども「夢と未来」プラン（後期計画）』を策定し、総合的な子育て支援施策を展開してきました。

（1）基本目標ごとの振り返り

6つの基本目標に対して推進してきました主な取組内容は次のとおりです。

基本目標I	子どもの権利を尊重する社会づくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利についてのさらなる普及・啓発に向け、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や人権擁護委員やJリーグと連携して、試合やサッカー教室での子どもの権利の広報を実施しました。 ●児童に対する相談が複雑・多様化している中で、こども家庭センターの高度専門的相談支援機能の拡充と市内3か所目となる児童相談所を整備しました。
基本目標II	家庭の育てる力を支える仕組みづくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けて、県内4県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市）が合同で「神奈川ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を開催し、県内企業の取組事例の紹介等、WLBの周知・啓発を推進しました。 ●児童養護施設について、南・北部での施設新設整備にあわせ、既存施設の改築方針を決定しました。 ●多様な保育サービスの充実に向け、認可保育所の新設や民営化による定員増等の取組により計画の目標を上回る保育受入枠を拡充しました。 ●子どもの健康と福祉の増進に向けて、小児医療費の通院助成の対象を小学校1年生まで拡充しました。
基本目標III	子育て家庭を支援する地域づくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターの充実に向けて、保育所やこども文化センターでの実施か所数を市内53か所に拡充しました。 ●地域子育て支援機能の充実に向け、新設乳児園においてショートステイ事業を開始しました。 ●情報提供の充実に向け、本市の子育て支援に関する情報を整理・集約した「かわさき子育て応援ナビ」を開設しました。 ●健診や地域等子育てを支援するボランティア養成教室や、そのフォローアップ研修を各区において実施しました。
基本目標IV	親と子の心とからだの健康づくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問指導の充実に向け、出生数の増加傾向への的確な対応として、こんにちは赤ちゃん事業の実施により、相乗効果として新生児訪問件数を増加しました。 ●両親学級において、禁煙教育や望ましい食生活など健康な生活に関する講習や、沐浴実習や妊婦体験ジャケットの体験など、父親の育児参加意識のさらなる醸成を図りました。 ●思春期保健相談の充実に向け、各区保健福祉センターにおいて本人・家族からの電話・面接相談と併せて、こども家庭センターでの思春期保健相談を実施しました。
基本目標V	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の幼保連携型認定こども園モデル園として「田園調布学園大学未来こども園」を開設しました。 ●いじめ・不登校への対応の充実に向け、中学校全校週1回のスクールカウンセラーの配置や、小学校、高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣などにより相談体制を充実しました。 ●文化・芸術活動の推進に向け、小中学生を対象にしたオーケストラ鑑賞や、川崎フロンターレと連携して、選手による読み聞かせやお勧めの一冊リーフレットの配布をしました。
基本目標VI	子どもと子育てにやさしいまちづくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅入居募集時において、若年世帯向けの申込区分を新設して公募を行いました。 ●バリアフリー化の推進に向け、バリアフリー推進構想の策定を進めるとともに、民間鉄道駅舎内エレベータ整備補助を行いました。 ●子どもが安心してインターネット等を利用できる環境の整備に向け、ネットいじめや学校裏サイトなどのインターネット問題に対し、専用窓口による対応やPTA・警察等の関係機関との連携により、問題の未然防止に向けての取組を行いました。

※各年度の取組については、市ホームページを御参照ください。<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000030147.html>

(2) 目標事業量の進捗状況

川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン（後期計画）』では、下記の事業について 2010(平成 22)年度から 2014(平成 26)年度までの5年間で達成すべき目標事業量を設定し、進捗状況は次のとおりです。

■ 目標事業量設定事業の一覧

区分	単位	年度実績				平成 26 年度 目標事業量	平成 25 年度の 達成率 (%)		
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度				
基本目標Ⅱ	認可保育所	認可保育所定員	人	14,675	17,490	17,490	18,995	18,605	102.1
		延長保育事業	か所	162	205	205	223	230	97.0
		一時保育事業	か所	32	43	43	50	39	128.2
		休日保育事業	か所	6	6	6	6	7	85.7
		夜間保育事業	か所	1	1	1	1	1	100.0
	認可外	家庭保育福祉員 (保育ママ)	人	69	117	117	117	95	123.2
		乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	3	3	4	75.0
基本目標Ⅲ		地域子育て支援センター	か所	48	49	51	53	51	103.9
		ふれあい子育てサポート事業	か所	4	4	4	4	5	80.0
		ショートステイ事業	か所	1	2	2	2	5	40.0
		トワイライトステイ事業	人	2	7	10	10	10	100.0
基本目標Ⅴ	放課後児童健全育成事業 ※（ ）内は国庫補助対象	か所	113	113	113	113	113	100.0	
			※(86)	※(89)	※(93)	※(97)			
		人	10,263	11,850	12,167	13,519	13,700	98.7	

※平成 25 年度の達成率については、平成 26 年度目標事業量に対する平成 25 年度の実績の割合であり、小数点第 2 位を四捨五入したもの。

6 パブリックコメント実施結果（概要）

（1）概要

平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るため、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進する施策の主な取組、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等について、平成27年度から5年間を計画期間とする本計画の策定にあたり、広く市民の皆様の御意見を募集しました。御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方については、市ホームページにおいて公表しています。

（2）意見募集の概要

題名	(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案
意見の募集期間	平成26年12月11日(木)から平成27年1月19日(月)(40日間)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページに素案を掲載 ●パブリックコメントの実施について市政だより(12月21日号)に掲載 ●かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所(市政資料コーナー)、教育文化会館、各区市民館、各区図書館で素案を閲覧 ●関係団体・施設、市立小・中・高・特別支援学校に案内を配布 ●市民説明会(3回開催:1月11日多摩区役所、1月13日第4庁舎、1月14日中原区役所)
結果の公表方法	市ホームページ、紙資料の設置(かわさき情報プラザ、各区役所)

（3）結果の概要

●意見提出数 17通(電子メール6通、ファックス8通、郵送1通、持参2通)

●意見件数 76件(電子メール14件、ファックス46件、郵送13件、持参3件)

項目	件数	A	B	C	D
計画素案全般に関すること	3		3		
第1章に関すること	1		1		
第2章に関すること	1	1			
第3章に関すること	1		1		
第4章(基本目標Ⅰ)に関すること	1		1		
第4章(基本目標Ⅱ)に関すること	15		5	4	6
第4章(基本目標Ⅲ)に関すること	22		7	8	7
第4章(基本目標Ⅳ)に関すること	8		2		6
第4章(基本目標Ⅴ)に関すること	12	2	2	2	6
第4章(基本目標Ⅵ)に関すること	8		3		5
第5章に関すること	1				1
第6章に関すること	3		3		
合 計	76	3	28	14	31

【御意見に対する市の考え方の区分の説明】

A: 御意見を踏まえ、計画に反映させたもの

B: 御意見の趣旨が計画に沿ったものであり、取組を推進するもの

C: 今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D: 計画に対する質問・要望の御意見であり、計画の内容を説明するもの

（4）御意見の内容と対応

パブリックコメント手続きの実施により、「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案」の趣旨に沿った意見、今後の取組を推進するうえで参考となる意見、意見内容を反映することで内容がわかりやすくなる意見があったことから、計画については、一部意見を反映して策定します。



テーマ：なわとびしているところ